

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在の学校法人B（以下「事業場」という。）において、教員として勤務していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、児童と鬼ごっこをしていて全力で走って方向転換した時、左足ふくらはぎに強い痛みが生じ（以下「本件事故」という。）、同日、C医院に受診し、「左下腿挫傷」（以下「旧傷病」という。）と診断された。同傷病は業務上災害として認定され、請求人は療養補償給付の支給を受けた。
今般、請求人は、平成〇年〇月〇日、D整骨院に受診し、「左下腿部挫傷」（以下「現傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、現傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の旧傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）しているとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の旧傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）したとして、治癒日後である現傷病の療養補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。また、現傷病が、旧傷病の再発と認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 判断の要件

(略)

2 当審査会の事実認定

(略)

3 当審査会の判断

(1) 請求人は、要旨、請求人の傷病は治癒しておらず、治癒したとしても旧傷病が再発したものであるから、労災で治療できないのは不服である旨主張するので、以下、検討する。

(2) 労災保険法における治癒とは、決定書理由に説示するとおり、その症状が安定し、医学上一般的に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったときをいうとされている。

また、再発と認められるためには、①現傷病と旧傷病との間に相当因果関係が認められること、②治癒時の症状に比し現傷病の症状が悪化していること、③治療の効果が医学的に認められること、のいずれの要件も満たす必要があるとされている。

(3) 旧傷病の治癒の時期について

E医師は、平成〇年〇月〇日付け傷病の状態に関する診断書において、「平成〇年〇月〇日治癒、初診後〇週間程度で回復するものと判断した。別件で同年〇月〇日に（請求人が）受診しているが、左下腿については全く訴えていない。」旨述べている。

また、一件記録を精査しても、請求人が平成〇年〇月〇日の後に左下腿を治療したとの事実は確認できないことも併せ考えると、当審査会としても、同医

師の治癒に係る見解は妥当なものであり、決定書理由に説示するとおり、請求人の旧傷病は、平成〇年〇月〇日にはその症状は安定し、治癒の状態に至っていたものと判断する。

(4) 再発の有無について

ア 相当因果関係が認められるかについて

現傷病と旧傷病との間に相当因果関係が認められるかについて検討すると、F柔整師は、平成〇年〇月〇日付け電話聴取（照会）書において、要旨「本人は〇年前のけがが原因と話しているが、〇年前の負傷との関係はわからない。」と述べ、医学的な因果関係については確認できないとしている。

現傷病の受診は、旧傷病の最終受診時から〇年以上も経過しており、一件記録を精査するも、旧傷病との因果関係を肯定する医師等の意見も存在していないことから、現傷病と旧傷病との間に相当因果関係を認めることはできないといわざるを得ない。

イ 医学的な治療効果が認められるかについて

F柔整師は、平成〇年〇月〇日付け傷病の状態に関する回答書において、「治療効果については何ともいえない。慢性化している。」と述べるとともに、平成〇年〇月〇日付け治療計画書において、施術内容は温熱治療や電気治療等である旨記載していることを併せ考えると、施術の効果は、現傷病が慢性化しており根治的な治療効果が期待できるというものでもなく、対症療法にすぎないとみるのが相当であり、医学的な治療効果が認められるとも判断することはできない。

よって、現傷病と旧傷病との間に相当因果関係が認められず、また、治療効果も認められないことから、当審査会としては、現傷病は旧傷病が再発したものとは認められないものと判断する。

4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。